

令和 8 年 7 月 30 日
西日本高速道路株式会社

お知らせ

令和 8 年熊本地震に伴う災害派遣等従事車両の 高速道路の無料措置について

令和 8 年熊本地震に伴う災害派遣等従事車両の高速道路の無料措置を実施しています。
災害派遣等従事車両が高速道路の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめ、最寄りの都道府県または市町村に申請し、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けていただく必要があります。

1. 対象車両

- (1) 熊本県内の被災自治体からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部(物資集積所を含む)へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 熊本県内の被災自治体からの要請により、被災地の復旧、復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 熊本県内の被災自治体が災害救援のために使用する車両

2. 対象となる自治体

熊本県

3. 措置期間

令和8年7月29日から

4. 「災害派遣等従事車両証明書」発行の手続きについて

あらかじめ、派遣要請元である公的な機関へ要請内容・目的地等をご確認のうえ、最寄りの都道府県または市町村に申請し、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けてください。

※「災害派遣等従事車両証明書」は、被災地の災害対策本部又は各地方自治体等の公的な機関の派遣要請に基づき発行されるものです。

5. ご利用時の注意点

- ・無料措置の適用を受けようとする車両は、「災害派遣等従事車両証明書」を携帯したうえで走行してください。
 - ・ETCはご利用いただけません。(料金所通行時にはETCカードを車載器から抜いて一般レーン等をご利用ください。)
 - ・入口料金所では通行券をお取りください。
 - ・通行料金の支払いが必要となる料金所において、「災害派遣等従事車両証明書」を提出してください。
- ※「災害派遣等従事車両証明書」は、交付目的による利用以外には使用できません。